

技術者及び現場代理人等の兼務について

1 専任の主任技術者兼務要件

以下の①又は②のいずれかの条件を満たし、かつ③を満たす場合は、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）であっても、同一の主任技術者がそれぞれの工事を兼務することを認めます。

① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

例：同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内等で実施する工事 等

② 施工にあたり相互に調整を要する工事

例・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同時に複数個所で交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの 等

③ 工事現場がいずれも越谷市内であること。いずれかの工事現場が市外の場合は、工事現場の相互の間隔が、直線距離で10km以内であること。

2 現場代理人の兼務要件

以下の①②をいずれも満たし、かつ③又は④のいずれかを満たすことが必要です。

① いずれの工事等も本市発注案件かつ現場が同一市内であり、重複する期間があること。

② いずれの工事等も特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の表記がないこと。

③ いずれの工事等も当初請負契約金額（税込）が4,000万円未満の工事等であること。

④ 「越谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」第3条の要件に該当すること。

※兼務できる工事の数は2件です。なお、同一の場所で施工する工事は、この限りではありません。

※④については、主任技術者の実際の兼務の有無は問いません。

※現場代理人の兼務が認められるのは、いずれの工事も越谷市発注工事の場合のみです。越谷市発注工事以外の工事が含まれる場合は、主任技術者の兼務が認められる場合であっても、現場代理人の兼務はできません。

3 技術者等の配置例

(1) 事例1

	発注機関	契約金額	技術者	1①又は②の要件	工事現場
工事A	越谷市	7,000万円	主任技術者	○	越谷市内
工事B	越谷市	5,000万円	主任技術者		越谷市内

○配置例ごとの兼務の可否

配置の事例	兼務の可否	提出書類	
		主任技術者兼務	現場代理人常駐緩和
工事Aの主任技術者が工事Aの現場代理人を兼務	○	×	×
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの主任技術者を兼務	○	○	×
工事Aの現場代理人が工事Bの現場代理人を兼務	○	×	○
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの現場代理人(兼)主任技術者を兼務	○	○	○

※専任の主任技術者の兼務要件を満たす場合は、4,000万円以上であっても現場代理人の兼務も可能です。

(2) 事例2

	発注機関	契約金額	技術者	1①又は②の要件	工事現場
工事A	越谷市	2,000万円	主任技術者	×	越谷市内
工事B	越谷市	1,000万円	主任技術者		越谷市内

○配置例ごとの兼務の可否

配置の事例	兼務の可否	提出書類	
		主任技術者兼務	現場代理人常駐緩和
工事Aの主任技術者が工事Aの現場代理人を兼務	○	×	×
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの主任技術者を兼務	○	×	×
工事Aの現場代理人が工事Bの現場代理人を兼務	○	×	○
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの現場代理人(兼)主任技術者を兼務	○	×	○

※いずれも専任を要しない工事の場合は、主任技術者の兼務届は不要ですが、現場代理人の常駐緩和に関する届出は必要です。

(3) 事例3

	発注機関	契約金額	技術者	1①又は②の要件	工事現場
工事A	越谷市	7,000万円	主任技術者	○	越谷市内
工事B	埼玉県	1,000万円	主任技術者		越谷市内

○配置例ごとの兼務の可否

配置の事例	兼務の可否	提出書類	
		主任技術者兼務	現場代理人常駐緩和
工事Aの主任技術者が工事Aの現場代理人を兼務	○	×	×
工事Aの主任技術者が工事Bの主任技術者を兼務	○	○	×
工事Aの現場代理人が工事Bの現場代理人を兼務	×		
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの現場代理人(兼)主任技術者を兼務	×		

※越谷市以外の発注工事が含まれる場合、主任技術者の兼務は可能ですが、現場代理人の兼務はできません。

(4) 事例4

	発注機関	契約金額	技術者	1①又は②の要件	工事現場	備考
工事A	越谷市	7,000万円	主任技術者	○	越谷市内	工事Aと工事Bは同一現場
工事B	越谷市	5,000万円	主任技術者		越谷市内	

○配置例ごとの兼務の可否

配置の事例	兼務の可否	提出書類	
		主任技術者兼務	現場代理人常駐緩和
工事Aの主任技術者が工事Aの現場代理人を兼務	○	×	×
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの主任技術者を兼務	○	○	×
工事Aの現場代理人が工事Bの現場代理人を兼務	○	×	○
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの現場代理人(兼)主任技術者を兼務	○	○	○

※密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工する場合は、これらの工事を1件として取り扱います。したがって、近接した場所で施工する別工事の主任技術者又は現場代理人として、さらに1件兼務することが可能です。

(5) 事例5

	発注機関	契約金額	技術者	1①又は②の要件	工事現場	備考
工事A	越谷市	7,000万円	主任技術者	○	越谷市内	工事Bの施工場所はAから10km以内
工事B	埼玉県	1,000万円	主任技術者		越谷市外	

○配置例ごとの兼務の可否

配置の事例	兼務の可否	提出書類	
		主任技術者兼務	現場代理人常駐緩和
工事Aの主任技術者が工事Aの現場代理人を兼務	○	×	×
工事Aの主任技術者が工事Bの主任技術者を兼務	○	○	×
工事Aの現場代理人が工事Bの現場代理人を兼務	×		
工事Aの現場代理人(兼)主任技術者が工事Bの現場代理人(兼)主任技術者を兼務	×		

※一方の施工場所が市外の場合も、相互の間隔が10km以内の場合は、主任技術者の兼務は可能ですが、現場代理人の兼務はできません。